

防火管理講習事業に関する政策評価

根拠法令	消防法施行令（昭和36年政令第37号） 第3条第1項第1号イ	評価実施 時期	令和2年12月												
事務・事業 の目的	<p>多数の人を収容する防火対象物において火災による被害の軽減を図るため、当該防火対象物の管理について権原を有する者に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者を選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた消防計画を作成させるなど防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。</p> <p>この防火管理者となるためには、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる知識・能力等が必要であり、そのため一つの方法として防火管理講習を修了することが規定されている。</p>														
事務・事業 の必要性等	<p>防火管理者は、不特定多数の者が利用する建物等における火災被害を防止するため、消防計画の作成や消防用設備の維持管理、消火・避難訓練の実施など、防火管理上必要な業務を行う責任者であり、その果たすべき役割は大きい。また、雑居ビルなど管理権原者が分かれている建物における火災により多数の死傷者を出していることを踏まえ、平成24年の消防法改正により、新たに建物全体の防火管理業務を担う統括防火管理者の選任が義務付けられるなど、防火管理者の役割は高まっている。</p> <p>防火管理講習の実施に当たっては、必要な知識及び技能を習得させるため、その内容について一定以上の水準が確保されるとともに、適正かつ公正に行われなければならないこと、5年ごとに再受講が義務づけられているため継続的な講習事業の提供が求められることから、そのための体制を確保可能な第三者の登録講習機関が当該講習事業を担うことが必要である。</p> <p>また、地域によって受講者数にばらつきがあることなどにより、各消防機関が個別に講習を行うことが必ずしも合理的ではない場合があること、公費を投入することなく講習が行えていること等から、当該制度は効率的でもある。</p> <p>このような状況において、防火管理講習（5年ごとに義務づけられている再講習を含む）の受講者数は、安定的に推移しており、当該制度は有効に機能している。</p> <p style="text-align: center;">○登録講習機関による講習受講者数の状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">年度</th> <th style="padding: 5px;">平成27年度</th> <th style="padding: 5px;">平成28年度</th> <th style="padding: 5px;">平成29年度</th> <th style="padding: 5px;">平成30年度</th> <th style="padding: 5px;">令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">受講者数</td> <td style="padding: 5px;">64,768人</td> <td style="padding: 5px;">66,157人</td> <td style="padding: 5px;">70,798人</td> <td style="padding: 5px;">76,495人</td> <td style="padding: 5px;">76,894人</td> </tr> </tbody> </table>			年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	受講者数	64,768人	66,157人	70,798人	76,495人	76,894人
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度										
受講者数	64,768人	66,157人	70,798人	76,495人	76,894人										
評価の結果	<p>今後も、火災による被害の軽減を図るためには、防火管理の維持・推進を図っていくことが重要であり、引き続き、登録講習機関において防火管理講習事業を実施していくことが必要である。</p>														

学識経験を有する者の知見の活用	一般財団法人日本防火・防災協会では、当該講習事業が適正かつ公正に実施されていることについて、毎年度、大学教授等の第三者を含めた理事会に諮り、承認を得ている。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	一般財団法人日本防火・防災協会の事業報告・収支決算等 https://www.n-bouka.or.jp/about/publication.html

※ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）に基づく評価